平成２１年（フ）第３２４号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目13番26号
破産者　荒網　義明
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６８号
兵庫県加古川市加古川町木村144番地の１ひだまり204号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町木村509番地加古川西団地14―205号
破産者　吉田　義春
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第６０７号
兵庫県加古川市尾上町安田920番地　ハイツ神楽田202号
破産者　佐藤　　昇
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第５８号
高知県室戸市佐喜浜町4037番地
破産者　小松　幸栄
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１１号
釧路市愛国西２丁目17番12号、破産手続開始決定時の住所釧路市愛国西２丁目７番17号
破産者　南　　留蔵
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第３７号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字愛宕３番地５
破産者　寺島　　清
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
神奈川県大和市代官１丁目８番地２　クリーニングハウスアップル内
破産者　伊藤　弘子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６６号
京都府京丹後市網野町島津951番地の５、開始決定時の住所京都府京丹後市網野町網野1449番地の２
破産者　岡田　和行
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第１４４号
奈良県北葛城郡河合町池部３丁目23番10号プリンセスタウン206号、従前の住所奈良県大和高田市大字大谷377番地の63
破産者　西峯　　学
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第１５５号
山口県岩国市門前町５丁目３番３号
破産者　末廣　律夫
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２０年（フ）第１１９号
山口県周南市大字長穂1282番地の４
破産者　岩本　祥房
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第７０５号
愛媛県東温市西岡599番地４、開始決定時の住所愛媛県東温市見奈良585番地１
破産者　渡部　房子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成１９年（フ）第１３４号
福岡県行橋市大字馬場283番地２
破産者　杉下　宏哉
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２０年（フ）第５号
福岡県行橋市大字道場寺1526番地４中村芳夫方
破産者　濱田　浩之
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２０年（フ）第３９号
宮崎市北権現町57番地７
破産者　二宮　成子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第６０４号
宮崎市生目台西４丁目14番地２、前住所宮崎県小林市大字堤2290番地１
破産者　小川ヨシ子（旧姓早田）
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３２号
群馬県伊勢崎市波志江町657番地
破産者　セイエイ産業有限会社
1　破産債権の届出期間　平成21年８月３日まで
2　一般調査期日　平成21年10月14日午前10時20分
平成21年７月１日　　前橋地方裁判所